

会計主体論と経営体認識の諸類型

宮 崎 猛

1 は し が き

家族農業経営においては、土地・資本の経営要素所有主が経営者と耕作者とを兼務しており、その経営目標は所有経営要素に帰属する純収益である。ところが、土地・資本の経営要素所有主と経営者あるいは耕作者とが分離している農業経営には、経営の危険負担を共同で担当する場合があります。そこでは単一の経営要素所有主に配分される純収益部分のみを経営目標に設定することができない。筆者が調査した東北タイの親子共同経営や刈分小作経営は、その具体的事例である。当該経営については、その会計主体を経営要素所有主から分離独立した経営そのものとし、経営目標を設定することが適当であると思われる。

以上の農業経営体の認識方法については、一方において経営要素の沈下固定概念を対象に、他方において農業経営の多元的側面を対象に、理論が展開されている。また、一般会計学においては、株式会社の概念と資産、資本、負債の性格、またそれらと関連した企業利益の内容について、会計主体論が展開されている。会計主体論と農業経営体の認識論とでは、検討対象とする経営体の範囲が異なるにもかかわらず、前者が後者に与えた影響は大きく、多くの共通点を指摘することができる。

本稿では、会計主体論と農業経営体の認識論とについて考察し、次の諸点について検討することを課題としている。その第1は、会計主体論の諸類型と農業経営体認識論の諸類型とについて検討し、両者の共通点ならびに後者の諸類型が適用可能な経営の種類を明らかにする。第2は、沈下固定概念に関する議論の問題点を指摘し、農業経営体認識への企業主体理論の適用について具体的経営を対象に考察する。

2 会計主体論の諸類型

(1) 会計主体論の諸類型

会計主体論における会計主体は、企業会計の公準である企業実体とは異なる概念である。企業実体は、企業という経済主体をその所有主とは別個の存在とみるものであり、会計が行われる一定範囲の場を確定する会計単位を意味する。この概念の導入により、複式簿記における企業の財産と企業の資本という概念が生まれ、両者の均衡等式が成立する。また所有主から分離された企業は、会計上エンティティと呼ばれ、この概念の導入により、家計と企業との分離が

可能となる。

これに対して会計主体論では、会計公準である企業実体を所与として、株式会社における会計処理の統一的理念について検討している。そこでは、株式会社の概念と資産、資本、負債の性格、またそれらと関連した企業利益の内容などが検討されている。とくに企業利益の確定については、利子、配当、租税公課等を企業の費用とするか、または利益の配分とするかが、重要な論点である。

会計主体論の主要類型には、所有主理論、企業主体理論、企業体理論がある¹⁾。

所有主理論では、株式会社を企業資産の所有主であり、かつ企業負債の負担者である株主の集合体とみる。この場合、企業の資産は株主の財産であり、負債は株主の債務である。また利益は株主の資本投下または引出以外の諸取引から生じる正味財産の増加額である。具体的にいえば、利子は一定期間内での企業の一般的営業活動のための資金調達の原因であり、費用となる。配当は企業の共同所有主への企業利益の配分である。株主の投資総額を減少させることなく、配当として株主へ配分可能な額が、企業の利益である。また租税公課は費用となる。所有主理論では、企業の所有主が投下した資本の増減額および財産の明細について把握することが、会計の目的となる。

企業主体理論は、株式会社を資本醸出者から独立したひとつの組織体とみなし、会計主体をエンティティとしての企業に求め、この見地からすべての会計的判断を行なう。そこでは、資産は企業自体により所有され、負債も企業自体のものとされることから、株主と債権者との間の明確な区別はみられない。すなわち、所有主の投資額の他に債務により取得された財産、賃借資産等も、等しく資本の源泉とみなされる。この場合、短期債権者は原則として常に変動するものであり、企業に対する持分権の関係が極めて薄いことから、長期債権者のみに限定して出資者と同様にみなすことが、現実的である²⁾。それゆえ、企業主体理論における株式会社は、企業に対する長期持分所有者のために存在し、営業活動を行なうが、しかしそのような持分所有者からは、明白に分離独立した別の実体であると考えられる。この場合、企業に対する持分所有者は、株主から長期債権者まで拡張して解釈される点に特徴がある。

企業主体論における利益は、回収額の支出額に対する超過額であり、株主や債権者に対して配分される以前に、企業自体に帰属するものである。それゆえ、利子は配当と同様に、長期持分者への企業利益の配分となる。国家は企業への投資家ではないことから、租税公課は企業利益の測定上、控除されるべき費用である。企業主体理論では、企業に委託され、企業目的に供されたすべての財産について、外部者である所有主および債権者に報告することが会計の目的となる。

企業体理論は、株式会社制度の高度の発展に対応して、エンティティを単に所有主から分離した組織体とする企業主体理論から、さらにすすんで利害者集団により組織されるひとつの社会制度とする考え方である。この場合、企業を株主、債権者、従業員、国家などが構成する組

織体とみることにより、企業そのものの社会性や公共性を重視する考え方である。そこでは、株主の出資資本の他に債権者持分・従業員持分などの負債や、国庫補助金等の社会的資本も企業資本の中に包含される。それゆえ企業体理論では、企業の利害関係者に支払われる賃金、地代、利子、配当、租税公課などが、企業利益に含まれる。この利益概念は付加価値と同様のものである。また会計の目的は、利害者集団から企業に委託された財産について、関係者に報告することである。

(2) 各類型の適用可能な企業の種類

会計主体論の理論的意義は、企業利益の確定のための会計諸取引の分析にある。すなわち利子、配当、租税公課等を費用と認識するか、または企業利益の配分とするかについて理論的に検討している点にある。これらの認識は、株式会社をいかに理解するかにより異なるが、そのいずれを取るべきかは企業形態の相違、業種の差異、規模の大小により変化するものである。なぜならば、株式会社が営利社団法人の一種であり、物的信用を基礎に設立される純資本団体であるとしても、その中には必ずしも営利を目的としない公益企業や公企業がみられる。また、個人企業に類似した小規模株式会社も多数存在する。それゆえ、株式会社概念を一義的に規定し、これを矛盾なく説明することは、実在する株式会社の多種多様性から、極めて困難であると思われる。

一般に企業体制は、生業・家業の段階から、「企業体」および「経営体」の段階へと発展するものと考えられる³⁾。生業・家業の段階では、経営と家計、所有と労働、所有と経営はそれぞれ未分離であり、企業者や経営者のような最高責任者は存在しない。そこでは、家長と家族の関係や主人と使用人の主従関係に類似した人的集団により、事業活動が行なわれる。「企業体」の段階では、経営と家計、所有と労働がそれぞれ分離している。この段階では、資本の所有主が経営管理機能を担当する企業者により、「企業体」が支配される。やがて、資本の所有主が経営管理機能をも担当しない所有と経営の分離が進展すると、「経営体」の段階となる。現代私企業の特徴は、「経営体」における専門経営者の支配が確立することにある。私企業における「経営体」の段階では、私企業と公企業における「企業」性の後退と「経営体」の生成の方向、すなわち公私企業の接近が進展することも、その特徴のひとつである。

現在の株式会社には、生業・家業、「企業体」、「経営体」の多様な段階の私企業と公企業とが混在している。それゆえ、現代の多様な株式会社における内容の違いに応じて、会計主体論の諸類型を区別して適用することが、最も現実的であると思われる。すなわち、生業・家業の段階にある個人企業や、所有と経営の未分離な「企業体」の段階にある株式会社については、所有主理論が妥当する。この場合、資本の所有主が経営管理機能を担当していることから、「企業体」の会計目的を所有主本位に設定することが、適当と思われる。また、所有と経営の分離した「経営体」の段階にある株式会社については、企業主体理論が妥当する。この場合、

「経営体」の最高責任者は専門経営者であり、「経営体」を資本の所有主から分離独立した別の実体と考えることができる。さらに経営者からみれば、株主も長期債権者も等しく持分所有者と解釈でき、その会計目的は、「経営体」に委託された財産について外部者である株主、債権者に報告することとなる。最後に、公企業や公益性をもつ「経営体」については、企業体理論が妥当する。

- 1) 会計主体論に関するこの他の類型には代理人説がある。しかしその理論は、実質的には所有主理論と同様であり、本論では省略している。また企業体理論には、制度的企業体説と独立企業体説とがあるが、農業経営体認識の理論には独立企業体説に該当する学説がみられないことから、本論では制度的企業体説について検討している。なお会計主体論については、参考文献〔1〕、〔2〕、〔3〕参照。
- 2) この点については、参考文献〔3〕参照。
- 3) 企業体制の発展については、参考文献〔4〕、〔5〕参照。

なお、一般経営学における「企業体」と「経営体」の概念は、一般会計学における企業の概念とは異なる。社会経済を構成する個別経営単位は、自然人経済と法人経済とに分類できる。前者が家計経済、後者が企業経済である。私経済的という場合、多くは自然人経済すなわち家計経済を意味する。法人経済は法律上の擬制経済単位であり、実際の企業経済には私経済的側面と経営経済的側面とがある。すなわち、その私経済的側面とは母体経済である自然人経済の利益を目的とする意味であり、経営経済的側面とは企業経済それ自体の目的を追求する意味である。一般経営学における「企業体」は企業経済の私経済的側面を、「経営体」はその経営経済的側面を表わしている。後述するように、金沢氏の「企業」と「経営」の概念も、一般経営学における「企業体」と「経営体」の概念と同義である。以上の点については参考文献〔6〕参照。

3 農業経営体の認識と会計主体論

(1) 農業経営体認識論の諸類型

会計主体論が、所有と経営の分離した株式会社の概念と企業利益の確定について検討しているのに対して、農業経営体の認識論では、その検討対象を「国民経済的経営」、資本主義的経営、家族経営および小作経営、地主経営、自作経営と農業経営全般に拡張している。しかし、後者では農業経営体の認識を基礎に、経営体の費用と純収益の確定を目的としており、認識論の前提条件が経営と家計の擬制的分離によるエンティティの存在である点も、会計主体論と共通する。また検討対象とする経営体の範囲が大きく異なるにもかかわらず、農業経営体認識論の各類型と会計主体論の各類型とは極めて類似した内容となっている。

農業経営体の認識論の場合、一方では経営要素が農業経営に沈下固定される徴表について検討されており、他方では農業経営の多元的側面について検討されている。

経営要素の沈下固定概念には、歴史的意味の私経済的所有関係を基準とする場合と、経営要素の利用継続期間により沈下固定度を判断する場合とがある。このうち前者は、大槻氏と吉田氏により代表される考え方である⁴⁾。農業経営に沈下固定される経営要素は、経営主により所有される経営要素であり、所有経営要素への帰属収益が経営の純収益である。この考え方は会

計主体論における所有主理論と同様である。また後者は菊地氏により定義されている⁹⁾。この場合、沈下固定とは「生産要素源泉体が個別生産経営に沈下され、主としてその経営の生産目的のために継続的に利用される状態を意味」⁶⁾しており、経営の純収益とは沈下固定された内給経営要素への帰属収益を意味している。外給とは、「経営体をなす源泉体から湧出する以外の凡ての用役を意味するものであり、それが現実とその経営を内包する当該農家経済からであろうと他の個別経済からであろうと問うところではない」⁷⁾としている。すなわち、生産要素用役や経営要素に関する外給・内給の区別を、当該経営における経営要素の利用継続期間の長さを基準に行なうものである。この考え方は、経営主の所有経営要素以外に債務により取得された財産や賃借資産をも内給経営要素とするものであり、経営に対する持分所有者を経営主から長期債権者にまで拡大している点に特徴がある。この限りで、菊地氏の沈下固定概念は、会計主体論における企業主体理論に妥当するものと思われる。

農業経営の多元的側面については、金沢氏の2元論と Geuting の3元論とがある。前者では、農業経営を狭義の「経営」と「企業」との2面的性格の統一体とみる。すなわち一方において、「農業経営の企業的性格すなわち私的富の増殖の契機を農業所得の概念」⁸⁾に求め、「私的な所有関係をも含めたものとしての経営費を総収入から差引いたものは、人的分配関係をしめす所得である」⁹⁾と「企業」的側面について説明する。他方において「純収益」＝粗収益－（物財費＋労賃）とし、「人的分配以前のいわば利子や地代や企業利潤等を全部含めた総利潤を純収益とよび」¹⁰⁾、「純収益」が「資本の生産力」を示し、「社会総資本の一環としての農業経営」を表わす指標であると「経営」的側面について説明する。引用文から明らかなように、金沢氏の「企業」的側面とは、経営要素の所有関係を基準に経営体を認識する考え方と同種のものであり、会計主体論における所有主理論と共通している。また「経営」的側面とは、自己資本と他人資本とを区別しない「総資本」の立場を示すものであり、この限りで経営に対する持分所有者を経営主から長期債権者にまで拡大していることが明らかである。それゆえ金沢氏の「経営」的側面とは、菊地氏の沈下固定概念と同種のものであり、会計主体論における企業主体論に類似した考え方である。

Geuting は、農業経営における生産成果と収益の概念について、3つの側面から検討している（表1）¹¹⁾。そこでは、生産性の指標として生産成果を、収益性の指標として収益をそれぞれ挙げている。生産成果には、国民所得計算の対象となる国民経済的生産成果と経営経済的生産成果とがある。これらの生産成果は、集合（国民経済的視点）と部分（経営経済的視点）の関係にあり、計算内容は同じである。収益には、生産経済的収益と私経済的収益とがある。このうち前者は「労働所得」、「純収益」等であり、経営要素に機能的に帰属する純収益を表わしている。後者は「純所得」、「純利益」であり、経営主および経営要素所有者に配分される所得を表わしている。Geuting の生産成果と収益の概念では、個別経営の視点からみると、経営経済的生産成果、生産経済的収益と私経済的収益との3つの側面が明らかにされている。経営経済

表1 Geuting の生産成果と収益の概念

区 分	種 類	計 算 内 容
国民経済的 生産成果	社会的総生産 (1) 純生産 (2) 国民所得	総生産-流動物財費 (1) -固定財償却費 (2) -租税公課
経営経済的 生産成果	経営所得 (3) 創出価値	純生産と同じ 国民所得と同じ
生産経済的 収益	労働所得 (4) 経営主所得 純収益	(3) -(地代+利子) (4) -(雇用労働費+経営主を除く家族 労働費) (3) -労働費
私経済的 収益	純所得 (5) 純利益	(3) -(雇用労働費+支払地代+支払利子) (5) -経営主を含む家族労働費

注1) 参考文献 [11] より, 作成。

2) Geuting の生産成果と収益の種類の名前は原語に従って翻訳しており, 所得, 純収益は通説的表現と異なる場合がある。

的生产成果は付加価値と同義であり, この側面の経営体認識は, 会計主体論における企業体理論に類似している。また生産経済的収益面と私経済的収益面からの経営体認識は, それぞれ会計主体論における企業主体理論と所有主理論に類似している。

(2) 各類型の適用可能な経営の種類

農業経営体の認識論のうち, 沈下固定概念については, 農業経営全般を対象に一元論的な経営体の認識が試みられているのに対して, 金沢氏や Geuting の所論は, 多元的な農業経営体の認識にその特徴がある。現在の農業経営には, 企業経営, 共同経営, 家族経営と多様な形態がみられ, また所有と労働の未分離な経営から所有と経営の分離した経営まで多種の段階がみられる。それゆえ一元論的な沈下固定概念については, 会計主体論と同様の問題点が指摘できる。すなわち限定された特定形態あるいは特定段階の農業経営についてのみ, 各論者の沈下固定概念が矛盾なく適用できるが, 農業経営全般について一元的沈下固定概念を確定することは, 極めて困難である。また多元論的な経営体の認識論については, 抽象的論理に終始し, 対象とする農業経営の会計処理方法を確定するための理論的基礎を提示する実践的目的が不明瞭である。そこでは, 経営体の認識と費用・収益の確定との関連付けが不充分であることから, 会計主体論の諸類型と農業経営の多元的側面とについて比較分析する場合, 本論では単に両者の類似性を指摘するに留めている。

しかし, 会計主体論において展開されている株式会社の概念とその会計処理方法は, 多種多様な農業経営の認識についても応用できるし, すでに経営要素の沈下固定概念については, 会計主体論における所有主理論と企業主体理論とが応用されている。会計主体論の諸類型と農業

表2 農業経営体の認識と会計主体論

会計主体論の類型		所有主理論	企業主体理論	企業体理論
農業経営の管類体	沈下固定概念	歴史的意味の経営要素の所有関係(大槻・吉田)	経営要素の利用継続期間(菊地)	
	経営体の2側面(金沢)	狭義の「企業」の側面	狭義の「企業」の側面	
	国民所得計算に直結する経営体			「国民経済的経営」(大槻)
Geutingの生産成果と収益の概念		私経済的収益	生産経済的収益	経営経済的生産成果

注) ()内は農業経営体認識論の各論者である。敬称は省略している。

経営体認識の諸類型との関係についてまとめると、表2のようになる。第1に農業経営体認識論のうち、経営要素の所有関係を沈下固定の基準とする説は、会計主体論における所有主理論に妥当する。また農業経営の「企業」の側面や Geuting の私経済的収益概念は、所有主理論に類似している。所有主理論は、一般企業における個人企業と同様に、家族農業経営や農業共同経営に適用できる。第2に、経営要素の利用継続期間を沈下固定の基準とする説は、会計主体論における企業主体理論に妥当する。また農業経営の「経営」の側面や Geuting の生産経済的収益概念は、企業主体理論に類似している。この場合、所有経営要素以外に債務により取得された財産や賃借資産も経営体を構成する内給経営要素となり、複数の経営要素提供者が存在することから、家族農業経営の会計処理については適用できない。それゆえ、企業主体理論は、所有と労働および所有と経営の分離した経営体に適用されるべき理論である。第3に、企業体理論に妥当する農業経営体の認識論はみられない。しかし、労働費や利子、地代も経営体の生産成果に含めた付加価値概念に関連して、経営体理論に類似した理論展開がなされている。大槻氏の「国民経済的経営」や Geuting の経営経済的生産成果が、これに該当する。企業体理論は、農企業経営のうち公企業や公益企業に適用できる。

- 4) 大槻氏と吉田氏の沈下固定概念については、参考文献(6)と(8)を参照。
- 5) 菊地氏の沈下固定概念については、参考文献(7)参照。
- 6) 参考文献(7), 95ページより引用。
- 7) 参考文献(7), 97ページより引用。
- 8) 参考文献(9), 46ページより引用。
- 9) 参考文献(10), 29ページより引用。
- 10) 参考文献(10), 29ページより引用。
- 11) Geuting の生産成果と収益の概念については、参考文献(11)参照。

4 農業経営体認識への企業主体理論の適用

会計主体論では、資本の所有主や債権者、従業員、国家の各主体に着目して、株式会社の概

念と企業利益の確定について論議されている。また一般経営学では、企業体制の発展について資本の所有主と経営管理機能あるいは専門経営者との関連で分析している。会計主体論や一般経営学では、資本の所有主や経営者あるいは企業の利害関係者という主体との関連において理論が展開されている。しかし農業経営体の認識論では、土地、労働力、資本の3経営要素および沈下固定という抽象化された概念を基礎に論議されている。そこでは所有主や経営者の会計主体概念が、検討対象から除外されているのが特徴である。それゆえ、会計主体概念の欠落した理論設定からは、多くの誤解・曲解を生じる恐れがある。例えば、菊地氏の沈下固定概念を企業経営に適用した場合、常雇労働力である従業員をも内給経営要素に包含するという誤解を惹起しかねない¹²⁾。同様に所有主理論を例えば「チューネンの」経営¹³⁾に適用する場合も、土地の所有主と労働力あるいは資本の所有主との複数の会計主体が、単一の農業経営体について混在するという誤解が生じてくる。これらの誤解は、農業経営体の認識論における経営要素の所有主や経営者という会計主体概念の欠如にその原因があるものと思われる。

農業経営体の認識論をさらに精緻化するためには、土地、資本の経営要素所有主と経営者あるいは労働力の所有主である耕作者という会計主体概念を導入する必要がある。これらの会計主体概念を前提にすれば、所有主理論は家族経営や個人企業のように、土地・資本の経営要素所有主が経営者を兼務する経営体について適用可能な会計主体論である。また、土地・資本の経営要素所有主と経営者あるいは耕作者とが分離している経営体については、企業主体理論が最も良く妥当する会計主体論である¹⁴⁾。

企主体理論が適用可能な農業経営体としては、アメリカ合衆国における父子共同経営や「家畜分益小作」経営¹⁵⁾、東南アジア諸国で広範囲にみられる刈分小作経営、東北タイに存在する親子共同経営¹⁶⁾などが挙げられる。これらの経営体は、いずれも土地・資本の経営要素所有主と経営者あるいは耕作者とが分離している点に特徴がある。そこでは、人的に分離した土地・資本の経営要素所有主と経営者あるいは耕作者とが、経営の危険負担を共同で担当し、企業利潤が両者に配分される。それゆえ当該経営では、土地・資本への付加価値配分額と労働力への付加価値配分額とが、事前に費用として確定できないことから、経営者あるいは耕作者の提供する労働力と他の者が出資する土地・資本とを、共に内給経営要素として把握する必要がある。その会計目的は、内給経営要素全体に帰属する経営純収益を第一義的に確定することであり、経営純収益を各経営要素単位に配分し、人的配分額を確定することはその次の作業となる。この限りで、企業主体理論の適用可能な農業経営体は、一種の共同経営であると言える。

しかし共同経営のうち、その構成員がすべての経営資産について一定の持ち分を出資し、その割合に応じて収益を配分する場合は、所有主理論が適用できる。この場合、土地・資本の経営要素所有主と経営者あるいは耕作者とが未分離であり、企業利潤が土地・資本の出資割合か出役労働の割合に応じて配分される。

12) この点については、参考文献[8]参照。

- 13) 「チューネンの」経営については、参考文献〔6〕、〔8〕参照。
- 14) 会計主体論を農業経営体の認識に適用する場合、所有主理論と企業主体理論とは経営者を会計主体とする考え方であると理解できる。両理論の適用範囲は、土地・資本の経営要素所有主と経営者とが、未分離の経営体か分離した経営体かの違いに応じて異なる。企業体理論は、会計主体を単に経営者のみに留めず、国家や従業員等の利害関係者を含めた「受益者」に拡大している点に特徴がある。この点については参考文献〔3〕参照。
- 15) 父子共同経営や「家畜分益小作」経営については、参考文献〔12〕参照。
- 16) 東北タイにおける親子共同経営と刈分小作経営については、参考文献〔13〕参照。

5 む す び

一般会計学における会計主体論では、所有主理論、企業主体理論、企業体理論の順に新しい理論が展開されてきた。このことは同時に、企業体制の発展段階に照応する株式会社の種類別に、これらの理論が適用可能であることを示すものである。農業経営体の認識論についても、同様のことが言える。しかし、農業経営に占める企業経営の割合は極めて小さく、その支配的形態は家族経営である。それゆえ、企業主体理論の適用可能な農業経営は少なく限定される。それでも、企業主体理論の適用可能な農業経営には、所有と経営の分離した企業経営以外に、家族経営の延長線上に位置づけられる一部の共同経営や刈分小作を挙げることができる。これらの経営体では、土地・資本の経営要素所有者と経営者あるいは耕作者とが、人的に分離している点に特徴がある。また、これらの経営体に企業主体理論を適用する考え方は、刈分小作経営について刈分小作料を費用とせず、収益に含める会計処理方法¹⁷⁾の考え方と一致する。

- 17) 参考文献〔12〕参照。

参 考 文 献

- 〔1〕 チャットフィールド『会計思想史』、津田正晃・加藤順介訳、文真堂、昭和53年4月20日。
- 〔2〕 不破貞春「企業体の概念と会計理論」、黒沢 清『近代会计学大系Ⅰ、会计学の基礎概念』中央経済社、昭和43年11月25日。
- 〔3〕 佐藤孝一「会計主体論をめぐる若干の問題点」『企業会計』10巻1号、1958年1月。
- 〔4〕 山城 章『新講経営学』中央経済社、昭和43年9月25日。
- 〔5〕 吉川栄一『経営学通論』同文館、昭和49年1月10日。
- 〔6〕 大槻正男『農業経営学の基礎概念』養賢堂、昭和29年。
- 〔7〕 菊地泰次「農業経営学における経営体の認識と計測について」大槻正男博士還暦記念出版『農業経営経済学の研究』養賢堂、昭和33年。
- 〔8〕 吉田 忠『農業経営学序論』同文館、昭和52年3月18日。
- 〔9〕 金沢夏樹「農業に於ける収益性と生産力」『農業と経済』15巻、12号、昭和24年12月。
- 〔10〕 金沢夏樹・桜井守正『農業経営学の基礎理論』時潮社、昭和34年11月15日。
- 〔11〕 Horst Geuting 'Maßstäbe der Produktivität und Rentabilität' Roemer Scheibe, Schmidt Woerman "Handbuch der Landwirtschaft V" 1954.
- 〔12〕 Hopkins and Heady "Farm Records and Accounting" 桑原正信・阿部亮耳・頼平・桜井卓治共訳、富民協会、昭和36年7月10日。
- 〔13〕 宮崎 猛「東北タイ農村における農地貸借と農業共同経営に関する経済分析」『アジア経済』25巻11号、1984年11月。